

鹿 児 島 県 公 報

平成29年9月8日（金）第3347号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	1
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い）	2
○地籍調査の成果の認証	（農地保全課取扱い）	4
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	4
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	4

公 告

○平成29年度砂利採取業務主任者試験公告	（商工政策課取扱い）	5
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）	（商工政策課取扱い）	6
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）	（商工政策課取扱い）	13
○平成30年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告	（監理課取扱い）	15
○一般競争入札公告	（原子力安全対策課取扱い）	15

公 安 委 員 会 公 告

○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告	（生活安全企画課取扱い）	18
------------------------------	--------------	----

告 示

鹿児島県告示第934号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成29年8月31日	訪問介護

鹿児島県告示第935号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスみらい	垂水市田神408番地1	株式会社観麗	垂水市田神408番地1	井手元 誠	平成29年9月1日	通所介護

鹿児島県告示第936号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定居宅介護支援事業所ほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成29年8月31日	居宅介護支援

鹿児島県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成29年8月31日	介護予防訪問介護
デイサービスセンターほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136番地	特定非営利活動法人かけろまホットネット	大島郡瀬戸内町渡連136番地	渡邊 照代	平成29年8月31日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第938号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスみらい	垂水市田神408番地1	株式会社観麗	垂水市田神408番地1	井手元 誠	平成29年9月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第939号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の既定により、南薩土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事	諏訪園 一行	指宿市西方3126番地 3
理事	石神 一男	指宿市岩本20番地
理事	井元 伸明	指宿市池田1025番地
理事	豊留 悦男	指宿市大牟礼四丁目 5 番10号
理事	東 孝一郎	指宿市山川小川130番地 1
理事	内藺 正英	指宿市山川大山3260番地
理事	下吉 一郎	指宿市開聞仙田2057番地 5
理事	物袋 芳久	指宿市開聞十町5189番地 1
理事	石田 稔	南九州市穎娃町郡1630番地
理事	馬場 敏明	南九州市穎娃町牧之内4294番地 1
理事	利田 正明	南九州市穎娃町御領6531番地 1
理事	福留 健晴	南九州市穎娃町別府1268番地 3
理事	松永 譲治	南九州市穎娃町別府11718番地
理事	新原 秀利	南九州市穎娃町上別府2268番地 1
理事	武田 健志	南九州市知覧町東別府16487番地 1
理事	園田 一博	南九州市知覧町東別府19160番地
理事	菊永 修	南九州市知覧町塩屋23234番地
理事	塗木 弘幸	南九州市知覧町東別府14452番地
理事	俵積田 義信	枕崎市別府東町336番地
理事	中原 敬彦	枕崎市国見町432番地
理事	神園 征	枕崎市千代田町74番地
監事	澤山 岩重	指宿市新西方1357番地
監事	田中 峰生	指宿市開聞仙田1717番地
監事	上野 睦郎	南九州市穎娃町郡10085番地 6
監事	西田 賢了	枕崎市白沢西町505番地
監事	川畑 雅樹	南九州市穎娃町別府395番地

(任期 平成29年7月23日から平成33年7月22日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	諏訪園 一行	指宿市西方3126番地 3
理事	石神 一男	指宿市岩本20番地
理事	井元 伸明	指宿市池田1025番地
理事	豊留 悦男	指宿市大牟礼四丁目 5 番10号
理事	東 孝一郎	指宿市山川小川130番地 1
理事	久保 正道	指宿市山川小川677番地
理事	下吉 一郎	指宿市開聞仙田2057番地 5
理事	物袋 芳久	指宿市開聞十町5189番地 1
理事	石田 稔	南九州市穎娃町郡1630番地
理事	馬場 敏明	南九州市穎娃町牧之内4294番地 1
理事	利田 正明	南九州市穎娃町御領6531番地 1
理事	加治佐 一幸	南九州市穎娃町上別府8467番地 1
理事	松永 譲治	南九州市穎娃町別府11718番地
理事	新原 秀利	南九州市穎娃町上別府2268番地 1
理事	武田 健志	南九州市知覧町東別府16487番地 1
理事	園田 一博	南九州市知覧町東別府19160番地
理事	菊永 修	南九州市知覧町塩屋23234番地
理事	塗木 弘幸	南九州市知覧町東別府14452番地
理事	俵積田 義信	枕崎市別府東町336番地
理事	中原 敬彦	枕崎市国見町432番地
理事	神園 征	枕崎市千代田町74番地

監事 澤山 岩重 指宿市新西方1357番地
 監事 内藪 正英 指宿市山川大山3260番地
 監事 石田 寛 南九州市穎娃町郡1358番地 3
 監事 西垂水 格 南九州市知覧町西元12898番地
 監事 安西 友治 南九州市穎娃町別府2778番地

鹿児島県告示第940号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	平成27年7月8日から平成28年11月7日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市田上三丁目、田上二丁目及び田上町の各一部	平成29年8月24日
鹿屋市	平成27年10月14日から平成29年2月13日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市本町、朝日町及び曾田町の各全部並びに下高隈町の一部	平成29年8月24日
鹿屋市	平成27年9月12日から平成29年2月13日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市吾平町下名の一部	平成29年8月24日
西之表市	平成27年7月21日から平成28年12月5日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市西之表の一部	平成29年8月24日
西之表市	平成27年7月1日から平成28年12月5日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市安城の一部	平成29年8月24日
宇検村	平成27年7月1日から平成29年3月6日まで	地籍図及び地籍簿	宇検村生勝の一部	平成29年8月24日
龍郷町	平成27年6月8日から平成28年12月28日まで	地籍図及び地籍簿	龍郷町中勝の一部	平成29年8月24日

鹿児島県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年9月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	桑之浦里港線	薩摩川内市上甑町瀬上字田ノ尻110番2地先から110番1地先まで	前後	29.1～37.0 30.7～66.8	16.8 16.8

鹿児島県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年9月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	桑之浦里港線	薩摩川内市上甌町瀬上字田ノ尻110番2地先から110番1地先まで	平成29年9月8日

公 告

平成29年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成29年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の期日
平成29年11月10日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,000円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
 - ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
 - (2) 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間
平成29年9月29日（金）から同年10月30日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成29年10月30日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表
合格者に対し、合格証を郵送して行う。
- 10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2934）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年9月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年9月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鹿児島
鹿児島市東開町7番 外15筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所

ア 大規模小売店舗を設置する者

(ア) 変更前 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(イ) 変更後 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) a 変更前 有限会社徳重製菓とらや 代表取締役 徳重克彦
霧島市国分中央一丁目7番54号 外77社

イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

ジェイエイかごしま茶業株式会社 代表取締役 長屋初男

鹿児島市南栄三丁目12番地3

株式会社イオンフォレスト 代表取締役 福本剛史

東京都千代田区紀尾井町3番6号

株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史

東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号

株式会社アキアゴーラカイトック 代表取締役 中原伸広

福岡市中央区舞鶴二丁目8番6号ユートピアマンション舞鶴201号

株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

株式会社クロスカンパニー 代表取締役 石川康晴

岡山市北区幸町2番8号

株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役 アレキサンダー

・トーマス・チュー

東京都渋谷区代官山町8番7号

株式会社ハピネス・アンド・デイ 代表取締役 田泰夫

千葉県香取市小見川798番地

イオンペット株式会社 代表取締役 小川明宏

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イトキン株式会社 代表取締役 辻村章夫

大阪市中央区久太郎町二丁目4番25号
株式会社ポイント 代表取締役 遠藤洋一
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
株式会社パレス鹿児島 代表取締役 新原善孝
鹿児島市谷山中央二丁目702番地36（卸力号27）
株式会社シティコンタクト鹿児島 代表取締役 赤塚浩一
福岡市西区姪浜駅南三丁目16番22号
株式会社オンワード樫山 代表取締役 馬場昭典
東京都中央区京橋一丁目7番1号
株式会社タカキュー 代表取締役 木内守
東京都板橋区板橋三丁目9番7号
株式会社メガスポーツ 代表取締役 南山学
東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目36番5号
東京シャツ株式会社 代表取締役 鈴木正利
東京都千代田区東神田二丁目8番12号
有限会社ニューバッグワカマツ 代表取締役 若松孝一郎
鹿児島市東千石町8番29号 南国タクシービル5階
クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 森崎郁夫
大分県中津市1723番地の1
株式会社プラスハート 代表取締役 松尾正司
大阪市中央区北浜一丁目9番9号
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社プレジャージーン 代表取締役 藤井豊
大阪市中央区南本町一丁目4番8号
株式会社two-five 代表取締役 西村順一
東京都品川区東五反田一丁目10番10号
株式会社ラッシュジャパン 代表取締役 アンドリューウィリアムト
ーン
神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番地3
株式会社アートヴィレッヂ 代表取締役 赤池輝子
東京都墨田区石原四丁目15番4号
株式会社夢や 代表取締役 安東恵美子
香川県高松市朝日新町17番20号
株式会社サンエー・インターナショナル 代表取締役 三宅孝彦
東京都世田谷区玉川二丁目21番1号
株式会社フェズ 代表取締役 米川和弘
福岡市博多区博多駅東三丁目4番10号
株式会社ジーフット 代表取締役 松井博史
愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治
東京都豊島区西池袋一丁目15番7号
株式会社ザラ・ジャパン 代表取締役 ルレ・ノルベール
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
前田殖産株式会社 代表取締役 前田喜男
鹿児島市西千石町17番28号
株式会社パル 代表取締役 井上隆太
大阪市中央区北浜三丁目5番29号
エイチ・アンド・エム・ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式
会社 代表取締役 クリスティンエドマン

- 東京都渋谷区宇田川町33番地6
株式会社ジャパンイマジネーション 代表取締役 小嶋裕之
東京都新宿区信濃町3番地1
株式会社サンクゼール九州 代表取締役 柗崎庄二
宮崎県小林市細野288番地1
株式会社ニューヨーカー 代表取締役 戸澤かない
東京都千代田区外神田三丁目1番16号
株式会社ウィゴー 代表取締役 中澤征史
東京都渋谷区神南一丁目14番5号
株式会社シェルパ 代表取締役 阿南誠志
熊本市中央区新屋敷一丁目14番30号
株式会社チチカカ 代表取締役 木南仁志
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番地3
株式会社ニコル 代表取締役 木野村明廣
東京都渋谷区東一丁目32番12号渋谷プロパティ東急ビル3階
b 変更後 有限会社徳重製菓とらや 代表取締役 徳重克彦
霧島市国分中央一丁目7番54号 外77社
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
J Aかごしま茶業株式会社 代表取締役 北郷栄
鹿児島市南栄三丁目12番地3
株式会社イオンフォレスト 代表取締役 福本剛史
東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史
東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社カイトックインターナショナル 代表取締役 貝畑雅二
岡山市北区昭和町3番12号
株式会社ワールド 代表取締役 上山健二
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役 石川康晴
岡山市北区幸町2番8号
合同会社P V Hジャパン 職務執行者 アレキサンダー・トーマス・
チュー
東京都渋谷区代官山町8番7号
株式会社ハピネス・アンド・デイ 代表取締役 田泰夫
東京都中央区銀座一丁目16番1号
イオンペット株式会社 代表取締役 小玉毅
千葉県市川市南八幡四丁目17番8号
イトキン株式会社 代表取締役 前田和久
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目1番1号
株式会社アダストリア 代表取締役 福田三千男
茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社パレス鹿児島 代表取締役 新原善孝
鹿児島市平川町611番地6
株式会社エーアイピー 代表取締役 赤塚浩一
福岡市西区姪浜駅南三丁目16番22号
株式会社オンワード樫山 代表取締役 大澤道雄
東京都中央区日本橋三丁目10番5号
株式会社タカキュー 代表取締役 大森尚昭
東京都板橋区板橋三丁目9番7号

株式会社メガスーツ 代表取締役 神谷和秀
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
東京シャツ株式会社 代表取締役 五十部雅昭
東京都台東区駒形一丁目3番16号
株式会社ニューバッグワカマツ 代表取締役 若松孝一郎
鹿児島市高麗町22番6号
クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 宅島祥夫
大分県中津市1723番地の1
株式会社ALO 代表取締役 内藤雅義
大阪府中央区南船場三丁目10番3号
株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社プレジャージーン 代表取締役 田中秀男
大阪府中央区南本町一丁目4番8号
テクタイト株式会社 代表取締役 松本能和
東京都墨田区錦糸一丁目10番10号
株式会社ラッシュジャパン 代表取締役 ゲーリーアンドリューマー
ティン
神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番地3
エクシス株式会社 代表取締役 出石康広
東京都渋谷区渋谷一丁目3番9号東海堂渋谷ビル
株式会社夢や 代表取締役 小向誠一
東京都渋谷区代々木三丁目38番9号
株式会社サンエー・ビーディー 代表取締役 前川正典
東京都世田谷区玉川二丁目21番1号
株式会社リンクイット 代表取締役 森健太郎
福岡市博多区山王一丁目2番30号
株式会社ジーフット 代表取締役 神谷和秀
愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治
東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲13階
株式会社ザラ・ジャパン 代表取締役 ペッターソン万里
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
株式会社イートスタイル 代表取締役 柘崎庄二
宮崎県小林市畑野288番地1
株式会社パルグループホールディングス 代表取締役 井上隆太
大阪府中央区北浜三丁目5番29号
エイチ・アンド・エム・ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式
会社 代表取締役 ルーカス・セイファート
東京都渋谷区宇田川町33番地6
株式会社ジャパンイマジネーション 代表取締役 木村達央
東京都新宿区信濃町3番地1
株式会社ニュー Yorker 代表取締役 上條浩之
東京都千代田区外神田三丁目1番16号
株式会社ウィゴー 代表取締役 中澤征史
東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号
株式会社シェルパ 代表取締役 阿南大吉
熊本市中央区新屋敷一丁目14番30号
株式会社チチカカ 代表取締役 田中義章
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番地3

- (イ) a 変更前
株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝
東京都渋谷区東一丁目32番12号渋谷プロパティ東急ビル3階
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外107社
イオンペット株式会社 代表取締役 小玉毅
千葉県市川市南八幡四丁目17番8号
クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 宅島祥夫
大分県中津市1723番地の1
株式会社ラッシュジャパン 代表取締役 ゲーリーアンドリューマー
ティン
神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番地3
株式会社ジーフット 代表取締役 神谷和秀
愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号
株式会社ヴェント・インターナショナル 代表取締役 桑原設郎
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目15番5号
株式会社アスカコーポレーション 代表取締役 南部昭行
福岡市博多区住吉一丁目2番25号
株式会社シュー 代表取締役 重久勝
鹿屋市大手町6番1号
株式会社ケイティ 代表取締役 佐伯一之
熊本市東区長嶺東八丁目5番1号
株式会社遊心クリエーション 代表取締役 森島純嗣
大阪市西区南堀江一丁目25番12号
株式会社タケヤ 代表取締役 岸澤陽一郎
東京都青梅市野上町三丁目1番1号
株式会社パレモ 代表取締役 小田保則
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- b 変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外107社
イオンペット株式会社 代表取締役 大島学
千葉県市川市南八幡四丁目17番8号
クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 山下孝司
大分県中津市1723番地の1
株式会社ラッシュジャパン 代表取締役 ロウィーナジャクリーンバ
ード
神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番地3
株式会社ジーフット 代表取締役 堀江泰文
東京都中央区新川一丁目23番5号
株式会社ビーザ・ワン 代表取締役 久保達也
鹿児島市春山町1010番地5
株式会社キャン 代表取締役 立花隆央
東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社ネクストインターナショナル 代表取締役 志田山敬二
東京都世田谷区尾山台一丁目11番1号
株式会社CHELSEA New York 代表取締役 北方康弘
石川県金沢市上安原南98番地2
共栄食品株式会社 代表取締役 井浩介
熊本市東区京塚本町7番3号
株式会社柿安本店 代表取締役 赤塚保正
三重県桑名市吉之丸8番地

(2) 駐車場の位置及び収容台数

- ア 変更前 第1駐車場 建物敷地内 1,401台
第2駐車場 建物4階部 677台
第3駐車場 建物5階部 516台
第4駐車場 建物屋上部 386台
第5駐車場 建物敷地西側隔地 246台
- イ 変更後 第1駐車場 建物敷地内 1,401台
第2駐車場 建物4階部 677台
第3駐車場 建物5階部 516台
第4駐車場 建物屋上部 386台
第5駐車場 建物敷地西側隔地 246台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ア 変更前 第1, 第2, 第3及び第4駐車場 建物敷地西側, 南側, 東側及び北側 8
箇所
第5駐車場 敷地西側, 南側及び東側 3箇所
- イ 変更後 第1, 第2, 第3及び第4駐車場 建物敷地西側, 南側, 東側及び北側 8
箇所
第5駐車場 敷地西側, 南側及び東側 2箇所

3 変更年月日

- (1) 2の(1)のア 平成28年4月1日
- (2) 2の(1)のイの(ウ)のイオン九州株式会社に係る変更 平成26年5月22日
- (3) 2の(1)のイの(ウ)のJ Aかごしま茶業株式会社, イオンペット株式会社の代表者の氏名及び株式会社アダストリアに係る変更 平成27年3月1日
- (4) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社イオンフォレストに係る変更 平成28年8月5日
- (5) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社東京デリカ及び株式会社リンクイットに係る変更 平成26年10月1日
- (6) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社カイトックインターナショナル及び株式会社夢やの代表者の氏名に係る変更 平成27年4月1日
- (7) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社ワールドに係る変更 平成27年4月14日
- (8) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社ストライプインターナショナル, 株式会社ザラ・ジャパン及び株式会社ジャパンイマジネーションに係る変更 平成28年3月1日
- (9) 2の(1)のイの(ウ)の合同会社P V Hジャパン及び株式会社A L Oに係る変更 平成28年10月1日
- (10) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社ハピネス・アンド・デイに係る変更 平成25年12月11日
- (11) 2の(1)のイの(ウ)のイオンペット株式会社の住所に係る変更 平成28年5月20日
- (12) 2の(1)のイの(ウ)のイトキン株式会社の代表者の氏名に係る変更 平成28年2月26日
- (13) 2の(1)のイの(ウ)のイトキン株式会社の住所に係る変更 平成28年11月16日
- (14) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社パレス鹿児島に係る変更 平成27年1月5日
- (15) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社エーアイピーに係る変更 平成26年7月1日
- (16) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社オンワード樫山の代表者の氏名, 株式会社ハニーズホールディングス及び株式会社イートスタイルに係る変更 平成29年3月1日
- (17) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社オンワード樫山の住所に係る変更 平成26年11月25日
- (18) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社タカキューに係る変更 平成28年5月19日
- (19) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社メガスポーツの代表者氏名に係る変更 平成28年5月26日
- (20) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社メガスポーツの住所に係る変更 平成28年6月10日
- (21) 2の(1)のイの(ウ)の東京シャツ株式会社の代表者氏名に係る変更 平成27年5月25日
- (22) 2の(1)のイの(ウ)の東京シャツ株式会社の住所に係る変更 平成29年7月1日
- (23) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社ニューバッグワカマツに係る変更 平成26年2月24日
- (24) 2の(1)のイの(ウ)のクローズアップ・ソノヤ株式会社に係る変更 平成26年4月13日
- (25) 2の(1)のイの(ウ)の株式会社プレジャーゾーンに係る変更 平成28年12月19日

- (26) 2の(1)のイの(ア)のテクタイト株式会社に係る変更 平成29年3月31日
- (27) 2の(1)のイの(ア)の株式会社ラッシュジャパンに係る変更 平成25年12月9日
- (28) 2の(1)のイの(ア)のエクシス株式会社の名称及び代表者氏名並びに株式会社チチカカに係る変更 平成27年10月1日
- (29) 2の(1)のイの(ア)のエクシス株式会社の住所に係る変更 平成28年1月11日
- (30) 2の(1)のイの(ア)の株式会社夢やの住所に係る変更 平成27年11月1日
- (31) 2の(1)のイの(ア)の株式会社サンエー・ビーディーに係る変更 平成26年3月3日
- (32) 2の(1)のイの(ア)の株式会社ジーフットに係る変更 平成26年5月23日
- (33) 2の(1)のイの(ア)の株式会社パルグループホールディングスに係る変更 平成28年9月1日
- (34) 2の(1)のイの(ア)のエイチ・アンド・エム・ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社に係る変更 平成29年2月22日
- (35) 2の(1)のイの(ア)の株式会社ニューヨーカーに係る変更 平成26年4月1日
- (36) 2の(1)のイの(ア)の株式会社ウィゴー及び株式会社シェルパに係る変更 平成25年9月1日
- (37) 2の(1)のイの(ア)の株式会社ニコルに係る変更 平成26年5月31日
- (38) 2の(1)のイの(イ)のイオンペット株式会社に係る変更 平成29年3月16日
- (39) 2の(1)のイの(イ)のクローズアップ・ソノヤ株式会社に係る変更 平成27年6月1日
- (40) 2の(1)のイの(イ)の株式会社ラッシュジャパンに係る変更 平成26年10月1日
- (41) 2の(1)のイの(イ)の株式会社ジーフットの代表者氏名に係る変更 平成27年5月21日
- (42) 2の(1)のイの(イ)の株式会社ジーフットの住所に係る変更 平成28年9月1日
- (43) 2の(1)のイの(イ)の株式会社ヴェント・インターナショナル及び株式会社アスカコーポレーションに係る変更 平成27年9月30日
- (44) 2の(1)のイの(イ)の株式会社シューに係る変更 平成28年1月31日
- (45) 2の(1)のイの(イ)の株式会社ケイティに係る変更 平成27年3月15日
- (46) 2の(1)のイの(イ)の株式会社遊心クリエイションに係る変更 平成28年2月29日
- (47) 2の(1)のイの(イ)の株式会社タケヤに係る変更 平成27年6月30日
- (48) 2の(1)のイの(イ)の株式会社パレモに係る変更 平成28年4月17日
- (49) 2の(1)のイの(イ)の株式会社ビーザ・ワンに係る変更 平成27年9月18日
- (50) 2の(1)のイの(イ)の株式会社キャンに係る変更 平成27年10月29日
- (51) 2の(1)のイの(イ)の株式会社ネクストインターナショナル及び共栄食品株式会社に係る変更 平成28年9月16日
- (52) 2の(1)のイの(イ)の株式会社CHELSEA New Yorkに係る変更 平成28年3月18日
- (53) 2の(1)のイの(イ)の株式会社柿安本店に係る変更 平成27年8月26日
- (54) 2の(2) 平成30年2月10日から同年5月31日までの111日間
- (55) 2の(3) 平成30年2月10日から同年5月31日までの111日間

4 届出年月日

平成29年8月16日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年9月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年9月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宮之城店
薩摩郡さつま町時吉字囿田239番1 外5筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 変更前 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
 - (2) 変更後 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 変更年月日
平成29年6月27日
- 4 届出年月日
平成29年8月22日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年9月8日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス国分店
霧島市国分松木東1149番4 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成29年4月7日
- 3 意見の概要
 - (1) 騒音・振動規制法をはじめ、その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意し、周辺住民への周知も図ること。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。
 - (2) 霧島市景観条例に示す景観への配慮を行うこと。
 - (3) 店舗の前面道路に、水道管布設工事を予定しているため、工事時期及び作業時間帯については、協議をお願いしたい（都市計画法第32条の規定に基づく開発行為の許可における公共施設管理者の同意済）。
 - ・工期 平成29年7月～11月（予定）
 - ・作業時間帯 23時～6時（予定）
 - (4) 工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく速やかに霧島市教育委員会に連絡すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年9月8日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス始良店

始良市西餅田字森ノ下297番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成29年4月7日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ、バスやJRなどの公共交通機関の利用を促すよう努めること。

イ 周辺道路は交通量が非常に多いことから、工事中・開店後・店舗出入口をはじめとして周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保のため、交通安全誘導員（警備員）等を各箇所に配置するなど、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。

ウ 周辺道路は交通量が非常に多いことから、工事中、開店後、店舗出入口をはじめとして周辺通学路を通行する児童・生徒等の登下校時の交通安全の確保のため、交通安全誘導員（警備員）等を各箇所に配置し、交通安全対策に万全を期すとともに、通学路に関係ある小・中学校（建昌小学校、帖佐小学校、始良小学校、帖佐中学校）と定期的な連携をとり、十分な対策を講ずるよう努めること。

エ 施設開店後の対策について

オープン時期、お盆、正月、連休等、来店者による交通量が増加する特異日において周辺地域への影響対策を行う場合には、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、周辺事業所等に対し周知徹底を行う等適切な対応を行うこと。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

ウ 駐輪場は、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区分して利用者の安全性の確保を図ること。

(3) 建物について

ア 屋外広告物を設置する場合には、鹿児島県屋外広告物条例に基づき、市都市計画課において屋外広告物許可申請の手続きが必要となる場合があるため、計画図等を持参のうえ、事前に相談すること。

イ 建築行為を行う際は、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 当該店舗及びその周辺は商業地域、準住居地域及び第1種住居地域であり、当該店舗の北側、西側は住宅地となっていることから、近隣住民等の良好な生活環境の保持のため、悪臭、騒音及び振動等については状況に応じた十分な対策を講じること。

イ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合は、それぞれの許可を取得しているか、また、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認のうえ委託すること。

ウ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合には、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

エ 一般廃棄物処理について、生ごみのリサイクル化を図り焼却ごみ減量に努めること。また、廃棄物調査等を行い実態把握し、焼却ごみ減量に向けた対策を講ずるよう努めること。

オ その他、環境保全関連法令や始良市条例を遵守し、施設及び周辺地域の環境保全に努めること。

(5) その他

ア 1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、土地利用協議が必要となる場合があるため、計画図を持参のうえ、市都市計画課に事前に相談すること。

イ 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等を含め

た良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。

ウ 開店後において、近隣住民の生活環境の保持を阻害するような事象が発生した場合には、本市及び関係機関等に速やかに報告し、必要な協議を行ったうえで対策を講じること。また、本市から協議を求められた場合においてはこれに速やかに応じること。

.....

平成30年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 県内に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成29年9月25日から同年10月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	8：30～12：00 13：00～17：15

2 県外に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成29年11月1日から同月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	8：30～12：00 13：00～17：15

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年9月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（環境放射線監視テレメータシステムに係る測定データ伝送回線二重化業務委託） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
入札説明書による。
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であるこ

と。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課総務労政係
薩摩川内市神田町1-22 郵便番号 895-8501
電話番号 0996-25-5106
ファックス番号 0996-25-5555
 - (3) 申請書類の受付期間
平成29年9月8日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課総務労政係
薩摩川内市神田町1-22 郵便番号 895-8501
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
 - (4) 入札書の提出期限
平成29年11月6日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は，同期限までに必着のこと。）
 - (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年11月7日午前10時
イ 場所 鹿児島県北薩地域振興局本館4階第1会議室
 - (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は，入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課総務労政係

薩摩川内市神田町1-22 郵便番号 895-8501

電話番号 0996-25-5106

ファックス番号 0996-25-5555

13 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
To duplicate transmission lines of the telemetry of environmental radiation monitoring:1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 6 November 2017

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs and Planning Division
General Affairs and Planning Department
Hokusatsu Regional Promotion Bureau

1-22 Kanda-Cho, Satsumasendai City, Kagoshima Prefecture 895-8501 Japan

TEL 0996-25-5106

FAX 0996-25-5555

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年9月8日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

平成29年10月16日（月）から同月20日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

平成29年10月19日（木）及び同月20日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「2号」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習

修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成29年9月25日（月）から同月29日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のイに該当する者

a 2号に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のウに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のオに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

- a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
- 受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
- 講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
- なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
38,000円
- イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490